

令和 4 年

第 1 回 定例市議会

議 案 書

(3 月 2 4 日 追加提出)

阿 久 根 市

付 議 事 件

議 案 番 号	件 名	ペ ー ジ
2 1	阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
2 2	市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3
2 3	一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
2 4	令和 4 年度阿久根市一般会計補正予算（第 1 号）	別 冊

議案第 2 1 号

阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 3 月 2 4 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

特別職の国家公務員の給与改定に準じ、議員の期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成23年阿久根市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第7条第1項から第3項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

議案第 2 2 号

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 3 月 2 4 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

特別職の国家公務員の給与改定に準じ，市長，副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するため，条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給与に関する条例（昭和41年阿久根市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の市長等の給与に関する条例第2条第4項から第6項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

議案第 2 3 号

一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり定める。

令和 4 年 3 月 2 4 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

人事院の勧告等に準じ、一般職に属する職員の期末手当の支給割合
を改定する等のため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年阿久根市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の一般職に属する職員の給与に関する条例第11条の2第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで又は第14条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 127.5分の15

(2) 再任用職員 72.5分の10

（適用除外）

- 3 前項の規定は，令和４年６月１日（同日前１か月以内に退職した者にあつては，当該退職をした日）において阿久根市会計年度任用職員の給与，旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年阿久根市条例第１０号）の規定に基づき令和３年１２月に期末手当を支給された者又は同条例の規定に基づき令和４年６月に期末手当を支給される者には適用しない。